

「市内企業イノベーション創出支援事業運営業務」に係る
質問及び回答について

質問事項	回答
<p>4月に創業予定の会社にて提案を検討しており、提出書類についてお伺いしたい。</p> <p>①履歴事項全部証明書 取得可能日は提案書締切日以降となる可能性があるが、審査会までの提出とすることは可能か。</p>	<p>履歴事項全部証明書を提出期限までに提出できない場合は、法務局に法人登記を申請し、法務局が受領したことが確認できる書類を提出してください。</p> <p>なお、履歴事項全部証明書は、取得後、速やかに提出してください。</p>
<p>②貸借対照表、損益計算書 設立初年度で本書類が存在しないため、省略することは可能か。</p>	<p>法人設立後間もない会社で、分社化・子会社化等により新たに法人を設立した場合は、親会社等の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）を3か年分ご提出ください。また、上記以外の場合については書類の提出は不要です。</p>
<p>③納税証明書 設立初年度のため、滞納がないことは明らかだと思われるが、提出は省略することが可能か。</p>	<p>設立初年度で、税の納期が未到来であることにより現時点で課税されていない場合は、決算期が確認できる公証人認証済みの定款その他これに類するの公的書類（写し可）を提出してください。</p>